

Living Information



百

科



問は問い合わせ先です

固定資産税・軽自動車税のお知らせ

★固定資産税★

○固定資産税・都市計画税の納税通知書発送と納期は？

平成14年度の納税通知書は5月15日に発送予定です。納期は4期に分かれており、第1期分の納期限は5月31日です。

○土地や家屋の内容を知りたいのですが？

納税通知書に課税資産明細書が添付してあります。内容をご確認のうえ、不明な点がありましたらお問い合わせください。なお、この明細書は再発行いたしませんのでご了承ください。

○納税通知書の内容に疑問がある場合は？

ご自分の固定資産税の内容や評価について、お知りになりたい場合には、お気軽に税務課固定資産係の窓口にお尋ねください。なお、価格について不服がある



場合は、納税通知書の交付を受けた日後30日までに審査申し出を、価格以外のことについて不服のある場合は、納税通知書を受けた翌日から60日以内に不服の申し立てをすることができます。

★軽自動車税★

○軽自動車税が賦課される方は？

平成14年4月1日現在で、軽自動車など（軽四輪車、軽二輪車、二輪小型自動車、原付バイク、小型特殊自動車など）を所有（または使用）している方に一年分課税

されます。

平成14年度の納税通知書は5月15日に発送予定です。納期限は5月31日です。

※4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、月割りでの払い戻しはありません。

○減免の制度はありますか？

いつまで申請できますか？

身体障害者などの方が所有する軽自動車などで、もっぱら、通学（通所）・通院・仕事のために使用する車両については、申請することにより、軽自動車税の減免が受けられる場合があります。（障害の種類・等級によります）

なお、普通自動車税（県税）の減免を受ける場合は、軽自動車税の減免は受けられません。

●申請期限 5月24日（金）
●必要書類 納税通知書、障害者手帳など、運転免許証、車検証、印鑑

●申請窓口 税務課総務係
●税務課 ☎22-11313

そこが知りたい老人保健

Q. 入院時の自己負担額が減額される制度について・・・

A. 住民税非課税世帯等の方が入院した場合、申請により一部負担金（医療費の自己負担金）と標準負担額（食事療養費の自己負担額）が減額される制度があります。

減額を受けるには、市保険課で交付する「認定証」が必要です。該当する方は、申請ください。

現在、「認定証」をお持ちの方についても、有効期限が平成14年5月31日までとなっています。引き続き減額認定が必要な方は更新

が必要となりますので、平成14年度の課税の有無が確定する6月半ば以降に手続きをしてください。6月中に申請いただければ、6月1日から認定となります。

該当の有無など、不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

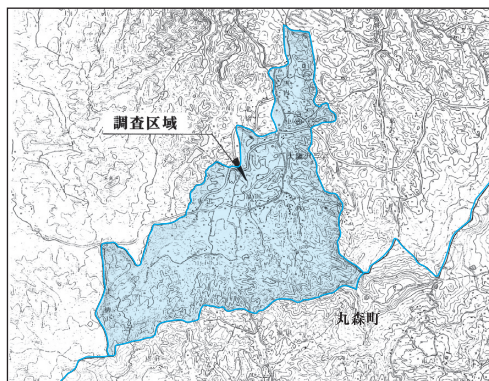
《認定申請に必要なもの》
・老人医療受給者証・保険証
・印鑑
●保険課老人保健係
☎22-11361

地籍調査を行います

地籍調査は、一筆毎の土地について所有者の立ち会いのもとで地番、地目、境界を調査し、面積を測定します。

白石市では昭和55年度から調査が始まり、これまで小原、白川全地区及び福岡地区の一部、大鷹沢地区の一部が調査を終えています。

本年度の調査区域は、大鷹沢三沢字大谷地ほか18字の土地を、6月中旬から11月ごろまでの予定で調査を実施いたしますので、土地所有者各位のご協力をお願いいたします。



●地籍調査室 ☎22-11257
(白石市農林振興センター内)